

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…

○救急医療機関の協力申出の撤回……………

……………（福祉保健局医療政策部救急災害医療課）…

告示（選）

○平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十

七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十

九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十

四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六

号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十

三号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

○平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十

八号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………

告示

●東京都告示第千九十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年八月八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社フジエステート

(二) 代表者氏名 代表取締役 山本 秀敏

(三) 主たる事務 国立市富士見台一丁目二十六番地の十
所の所在地 四号

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七八五一号

(五) 免許年月日 平成二十七年五月八日

二 処分年月日 平成三十年七月二十八日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第七号

●東京都告示第千九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。
平成三十年八月八日

東京都知事 小池 百合子

名称	所在地	撤回年月日
北村整形外科病院	板橋区赤塚新町三丁目三番四号	平成三十年七月五日

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号）の一部を次のように訂正する。
平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「22,717,144」を「19,751,036」に、「18,623,772」を「15,657,664」に改め、同部2支出総額の項中「19,388,973」を「16,422,865」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。
平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「23,142,574」を「20,176,466」に、「19,388,973」を「16,422,865」に改め、同部2支出総額の項中「19,956,771」を「16,990,663」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「24,162,500」を「21,196,392」に、「19,956,771」を「16,990,663」に改め、同部2支出総額の項中「20,313,991」を「17,347,883」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「24,045,781」を「21,079,673」に、「20,313,991」を「17,347,883」に改め、同部2支出総額の項中「20,335,977」を「17,369,869」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十三号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「24,645,831」を「21,679,723」に、「20,335,977」を「17,369,869」に改め、同部2支出総額の項中「20,924,606」を「17,958,198」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八号)の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月八日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「24,900,466」を「21,934,358」に、「20,924,606」を「17,958,498」に改め、同部2支出総額の項中「22,016,646」を「19,050,538」に改める。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

